

国地契第42号
平成15年8月12日

各地方整備局総務部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」の
一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

記1中「第5第1項」を「第6第1項」に、「第8第1項」を「第9第1項」に改める。
記3ハとして次を加える。

「ハ 短期加重措置の対象となり、かつ、第4各号の一に該当することとなった場合には、部局長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。」

記6第二号を削り、第三号中「(第5号及び第6号)」を「(第5号から第7号まで)」に、「審判手続開始の決定」を「審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと」に、「課徴金納付命令がなされたこと」を「課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）」に改め、同号を第二号とし、第四号中「たこと」を「、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）」に改め、同号を第三号とし、第四号として次の一号を加え、第五号中「(第5号及び第11号)」を「(第5号及び第14号)」に改め、第六号を削り、第七号中「(第9号及び第10号)」を「(第12号及び第13号)」に、「とする。」を「とすること。」に改め、同号を第六号とし、第八号中「(第11号)」を「(第14号)」に、「するなど」を「、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の」に改め、同号を第七号とし、記6を記7とする。

「 四 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第5号及び第6号）で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者に対しては、当該審決に至る経緯、内容等を勘案した上で、部局長の判断により、第3及び第4並びに別表各号の規定による指名停止期間の範囲内で、審判手続が開始されなかった場合の指名停止の期間に比し、指名停止の期間を加重して運用することができるものとする。 」

記5第一号中「とする。」を「とすること。」に改め、記5を記6とする。

記4中「(第4)」を「(第5)」に改め、記4を記5とする。

記4として次を加える。

「4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例の運用(第4)

一 第4第一号に該当することとなった場合で、かつ、第4第二号又は第三号に該当することとなった場合には、部局長の判断により第4第一号に定める期間に加重を行うこと。

二 第二号及び第三号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

三 「他の公共機関の職員」（第三号並びに別表第2第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。